

令和6年8月2日

一般社団法人京都経営者協会  
会長 前川 重信 様

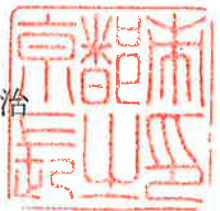
京都労働局長 角 南 巖



京都府知事 西 脇 隆 俊



京 都 市 長 松 井 孝 治



## 学生アルバイト等の適正な就労環境の確保について（要請）

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は労働行政、府政及び市政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府は、都道府県人口に占める大学生等の割合が全国で最も高く、多数の大学生等が第三次産業を中心にアルバイトとして就業しています。そして、近年、就職を目指す学生の多くがインターンシップに参加するなど、早くから就労について学ぶ必要性が高まってきております。少子高齢化や人口減少が進む中、企業の人手不足はますます深刻化しており、京都産業の持続的な発展に向けた人材確保の面からも学生アルバイト等の果たす役割は大きくなっております。

また、働く時間や日数を調整するいわゆる「年収の壁」や、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、短時間・単発で就労するいわゆる「スポットワーク」や「ギグワーク」等、働き方が多様化していることから、学生を含めた労働者と使用者双方に、各種の法律、制度を正しく理解していただき、労働者が安心して働ける環境を整備することが、ますます重要になっております。

一方で、京都労働局、京都府及び京都市で構成する京都学生就労環境等適正化協議会が府内大学生等に対して実施した「令和5年度学生アルバイト等に関するアンケート」では、アルバイト経験者のうち約4割がアルバイトでトラブルを経験したと回答しております。

同協議会が設置している労働相談窓口に寄せられる学生からの相談にも「有給休暇を取らせてもらえない」「労働条件を勝手に変更された」といった不適切な雇用管理などの法令違反のおそれがあるもののみならず、「上司から嫌みや罵声を浴びせられる」「インターンシップ

を辞めさせてもらえない」といったハラスメントやインターンシップに関する相談も含まれています。

同協議会では、このような状況を踏まえ、出前授業やセミナー、動画などにより学生へ労働関係法令の周知・啓発活動を行うなど、学生等の就労環境の改善に努めているところで

す。

昨今の不安定な国際情勢や長引く物価高騰などにより、経営環境が非常に厳しい状況ではありますが、府内でアルバイトとして働く学生の労働条件、就労環境の整備を行うことは、企業に対する信頼や就職意欲、さらには、京都で学んだ学生等が将来京都へ戻って働く意欲を高めることにもつながります。

事業主の皆様におかれては、労働基準法をはじめとする労働関係法令を十分に理解の上、これを遵守し、学生アルバイト等の労働条件を適切に確保するとともに、学業とアルバイト・就職活動の両立への御配慮、学生がハラスメント被害を受けることのない環境等の整備、就職活動における公正な採用選考に取り組んでいただく必要があります。

つきましては、貴会におかれましては、下記の点について府内の事業所に対する周知・啓発の御協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

1. 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守し、「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」を踏まえ、労働時間、賃金、その他適正な労働条件を確保し、学生が安心してアルバイトを出来る就労・職場環境を確保すること  
加えて、制度改正により本年4月から労働条件明示事項に就業場所・業務の変更の範囲等が追加されたことに留意するとともに、全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時には、アルバイトをはじめとする労働者に対して、労働条件通知書の交付が確実にされるよう徹底すること
2. 労働施策総合推進法等に定められた労働者に対するハラスメント防止措置を適正に講ずるとともに、インターンシップや就職活動においても、学生にハラスメントと受け取られることがないように、言動等に十分に注意すること
3. 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」を踏まえて、学生が混乱なく学業と就職活動に取り組めるよう、インターンシップで企業が得た学生情報の、広報活動・採用選考活動の実施時期に応じた取扱いには十分留意すること
4. 職業安定法第5条の5や職業安定法に関する指針（平成11年労働省告示第141号）を遵守し、特別な場合を除き、採用活動において、応募者のSNS投稿の調査などにより、社会的差別の原因となるおそれがある事項や思想及び信条等の適性・能力以外に関する個人情報収集を行わないよう徹底すること